



平成30年2月号（隔月発行）

札幌司法書士会 会長 里村美喜夫 編集担当責任者 番井菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115

## 大型の消費者事件続発！



年があけてから、①仮想通貨流出事件 ②レンタル着物会社の突然の倒産 ③預託商法企業の破産など、被害が大きな消費者事件が相次ぎました。昔からある預託商法から、最先端の技術となる仮想通貨まで、それぞれまったく異なるものですが、いずれも消費者にとって深刻な被害をもたらす事案です。問題点などを今一度確認してみましょう。

### ① 仮想通貨

仮想通貨が一般にも流通するようになり、日本でも仮想通貨による代金決済が出来るお店が増えたり、評価額の変動によって投資目的で注目されたりして、知名度が上がり、利用者が増えています。

仮想通貨はさっぱりわからない、自分は使わないから関係ない、と思っている方も多いようですが、ICカードのように利便性が向上することによって、さらに一般的になることも今後大いに考えられます。

今回は、仮想通貨の取引所に保管されていた仮想通貨が、ハッキングによって大量に流出してしまいました。イメージとしては、管理番号がついている金の延べ棒を顧客から預かった銀行は、本来一般の人が出入りできないような（インターネットに接続されていない）場所ですっきりとした鍵の金庫に入れておかなければならなかったものを、誰もが出入りできるような場所で簡単な鍵の金庫に入れていたため、盗まれてしまったような感じでしょうか。

銀行にある現金であれば、どのお札が誰のものかが決まっているわけではありませんが、仮想通貨は全てのデータに現在の権利者情報が

紐づけされています。今回も、仮想通貨流出によって盗まれた人と盗まれていない人がいます。

現在のところ、仮想通貨そのものの問題ではなく、その保管をしている企業の取り扱いの脆弱性を狙われたことによって大きな被害が発生しています。

もちろん、悪いのは不正なハッキングをする犯罪者ですが、インターネットでやりとりされる電子データの場合は、世界中どこからでも犯罪が出来てしまいます。取引の安全を確保するために、取り扱い企業の意識や、その事業者課される規制なども、このような特徴を踏まえて考えなければなりません。

仮想通貨が出始めたばかりのこの時期に、このような巨額な被害が出たことにより、今後、仮想通貨の安全確保に対する考え方や技術革新がいっそうはかられていくことになるでしょう。

現時点では、投資目的とする場合には、他の金融商品と同様のリスクマネジメントにプラスして、仮想通貨特有のリスクを意識する必要がありますといえます。

流出事件の犯罪捜査と、被害賠償、企業への対応などが注目されます。

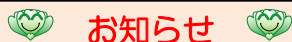
## ② レンタル着物会社の突然の破産

成人式とは、人生に1度しかない、新成人とその家族にとって重要な行事です。その成人式にむけて、振袖などの着物を1年以上前から選び始め、レンタルの契約をしたものが、当日になってなんらの予告なく契約が守られず、着物が着られず、成人式に出席できないという深刻な被害がありました。

こうしたレンタル着物は、式当日よりもずっと前（年単位）に契約をし、お金を前払いで支払うという特徴があります。

その長い間に、事業者の経営状態が悪化する場合があります。あってはならないことですが、こうした事業者の倒産等により、支払ったお金が戻って来なかった場合でも、事前にわかっていたら他の方法により着物を調達する選択もできます。しかし、今回の事件は成人式当日まで経営悪化の事実を隠し、予告なく約束を履行しなかったために、新成人とその家族の金銭被害を超える大きな損害を招きました。

前払いによる消費者契約の、業者側の突然の倒産による被害の発生は、これまでも、旅行会社やエステなど、様々なものがありました。成人式の着物レンタルは、時期が重大な意味をもつものであり、取り返しもあり直しきかないものです。今回のような被害発生を予防するためには、事前確認や代金の支払方法などを業界団体や規制によって工夫していく必要があります。



お知らせ

### 「成年後見出張相談」を開始します！

3月1日から、(公社)リーガルサポートさっぽろでは、相談窓口に出向くのが難しい方のために、無料の出張相談を開始します。困っている方、ご家族、施設や行政の職員さん等、どなたでもご利用になれます。詳しくは同封のチラシをご参考ください。

出張相談申込電話 011-280-7078

(受付時間平日 9:00~12:00 13:00~16:00)

## ③ 預託商法の倒産

預託商法は、古くから何度も被害の発生が繰り返されている問題の多い商法です。今回は、磁気治療器などを消費者に高額で購入させ、それを企業がそのまま預かり、貸し出すことによってレンタル料を支払うというものです。

国民生活センターが行った相談ダイヤルには6日間で273件の相談が寄せられ、全国で大勢の人が多額の被害を受けたことが相談内容から判明しています。中には、億単位の財産を支払ってしまった人も複数人いました。

預託商法は、お金を集めて拡大化していくため、一見すると規模が大きくなりしつかりした企業だと見えてしまうこともあります。企業も、有名人や、権威のある組織が関係していると広告して信頼を得ようとしています。「企業規模も大きく、しつかりした身分の人が関与していて、長く続いている」場合、疑いようがありません。

しかし、このような預託金や投資の被害は、「儲け話にのるからだ」と、被害者を責める論調などによって、被害者は二次被害にさらされることもあります。

繰り返し発生するこのような被害をなくすためには、全世代での消費者教育の機会確保や、被害が発生した際に被害者を責めるのではなく、加害者に対する適切な非難を社会全体でしていく必要があるのではないのでしょうか。

## 編集後記

今回の仮想通貨流出事件の報道を見聞きして、仮想通貨にはたくさんの種類があることを初めて知りました、(仮想通貨=ビットコインだと思っていました。)というくらい仮想通貨がよくわかっていません。それでも、「仮想通貨で何億儲かりました。」というインタビューをみて、羨ましいなと思ってしまいます。きっと、私みたいな人が「よくわからないけど、儲かりそう」という話にのってしまうのだと思います。いつか消費者被害にあいそうで怖いです。(T・A)